

資料 1

令和 5 年度

自治基本条例の運用状況検証結果報告書

(案)

検証の対象年度 令和 4 年度

検 証 条 項 第 17 条 情報公開と説明責任
第 31 条 情報公開・情報共有
第 32 条 附属機関等における委員の公募

令和 6 年 3 月

おいらせ町自治推進委員会

自治基本条例第39条の規定に基づき、本条例の運用状況を検証するため、令和5年5月23日から令和6年3月日にかけて5回の自治推進委員会を開催し、検証を行いましたので、その結果を報告します。

1. 行政の役割と責任 第17条 情報公開と説明責任

行政が情報の公開と提供に努めているかどうかを検証した。本条は、町の施策の立案から実施、評価までの情報を積極的に公開・提供することで、多くの町民に分かりやすく説明する責任があることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政はおおむね、情報を積極的に公開し、提供に努め、多くの町民に分かりやすく説明している。

【参考意見】

- ・防災情報について、地域によっては防災に対する意識が薄れている印象がある。

2. まちづくりのしくみ 第31条 情報公開・情報共有

行政が、苦情や相談に対処した結果を、可能な限り公開しているかどうかについて検証した。本条は、行政に関する情報公開について、広報やホームページの公開に加え、委員会や附属機関の公開などで情報共有を進めることなどを定めたものである。

【検証結果】

- ・情報公開については、ホームページ及び広報紙で公開がなされている。
- ・苦情や相談について、可能なものは公開されている。

【参考意見】

- ・町のホームページに、町外を含めた広域的な観光情報や他市町村へのアクセス情報があればよいのではないか。

3. まちづくりのしくみ 第32条 審議会等における委員の公募

附属機関や懇談会等の委員について、一般町民から公募をしているかどうかについて検証した。本条は、町民の参加を保障する観点から、町の計画や施策を検討する委員選考にあたって公募を行うことを定めたものである。

【検証結果】

- ・公募は行われているが、公募可能なものをさらに拡大するよう求める。

【参考意見】

- ・公募になじまない理由については、資料に掲載しない方が良い。

4. まちづくりのしくみ 第33条 参加の保障

町民が町長や町職員と直接意見交換のできる機会を設けているかなどを検証した。本条は、行政が町民と直接意見交換する機会を設けること、パブリック・コメントの機会を設けることを定めたものである。

【検証結果】

- ・行政との直接対話の機会や、パブリック・コメントの機会は設けられている。

【参考意見】

- ・特に無し

以上、検証結果の報告とします。

なお、運用条項検証資料については、別紙をご参照ください。

令和 6年 3月

おいらせ町自治推進委員会

委員長 福原 仁一

副委員長 道川 正

委員 竹内 かつ子

委員 地葉 レイ子

委員 川澄 忠男